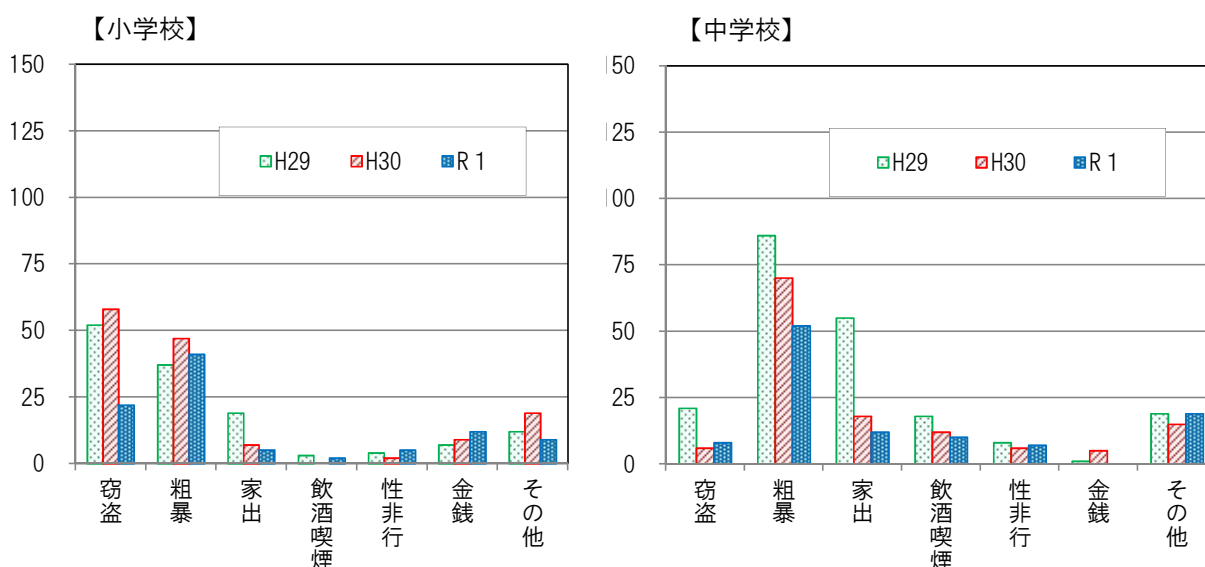


令和元年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

1 問題行動

項目 校種	窃盗		粗暴		家出		飲酒喫煙		性非行		金銭		その他		小計		合計
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
H29	52	21	37	86	19	55	3	18	4	8	7	1	12	19	134	208	342
H30	58	6	47	70	7	18	0	12	2	6	9	5	19	15	142	132	274
R1	22	8	41	52	5	12	2	10	5	7	12	0	9	19	96	108	204

「その他」 ・ 不健全娯楽遊び ・ ネットトラブル ・ 建造物侵入 ・ 火遊び など



傾向 ・ 発生件数において、小学校では前年度比32.4%減の大幅な減少を示しており、中学校でも昨年度の減少傾向が継続しており、この3年間で半減している。

・ 小学校では「窃盗」は減少しているが、「粗暴」は大きな変化は見られない。そのため、項目間の比較において「粗暴」は大きな割合を占めている。また、発生件数としては少ないが、「性非行」、「金銭トラブル」が増加傾向にある。

・ 中学校では「粗暴」が26%減少しており、この3年間では「窃盗」や「飲酒喫煙」等の触法行為が減少している。全体の減少傾向に対して、「性非行」や「その他」に含まれるネットトラブルの発生件数に減少の兆しは見られていない。

〈H30国〉 ・ 小学校において、在籍児童数が減少しているにもかかわらず、暴力行為の発生件数の増加が続いており、特に生徒間暴力の増加が著しい。

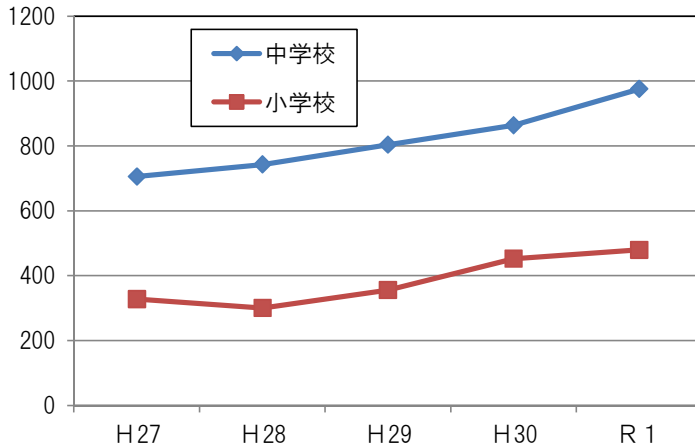
対応 ・ 学校と家庭が積極的に情報を共有し、相談し合える関係を築くことで未然防止を図る。また、問題行動発生時には早期対応に努め、必要に応じて警察や福祉機関等の専門機関と連携を図り、児童生徒への適切な指導支援に繋げる。

・ 学校では、教職員全体で生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識を高める教育活動を推進していく。

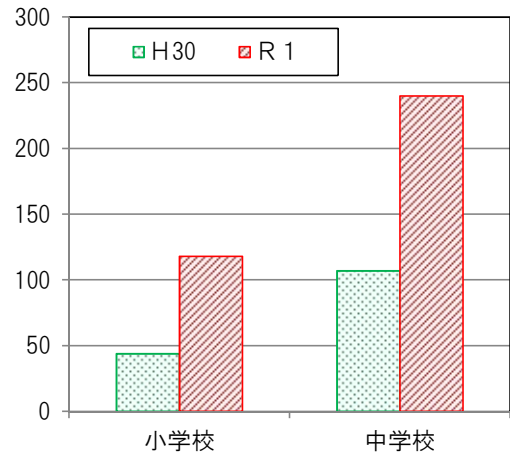
・ 小、中学校における遵法教室(H28より実施)を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。(実施回数 H29:8回 → H30:20回 → R1:23回)

2 不登校

不登校児童生徒数の経年推移



指導により登校できるようになった児童生徒数



項目 校種	不登校児童生徒数 (全欠)		不登校児童生徒出現率		継続不登校児童生徒 (割合)		新規不登校児童生徒 (割合)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
年度								
H29	356 (3)	804 (29)	0.82%	3.87%	157 (44.1%)	403 (50.1%)	199 (55.9%)	401 (49.9%)
H30	453 (5)	864 (31)	1.05%	4.26%	196 (43.3%)	455 (52.7%)	257 (56.7%)	409 (47.3%)
R1	480 (4)	976 (41)	1.12%	4.82%	214 (44.6%)	559 (57.3%)	266 (55.4%)	417 (42.7%)

- 傾向・前年度比は、小学校では約6%増加。小学校3年生で特に増加している。中学校では約13%増加、特に中学校1年生の増加が顕著であり、中学校入学後から不登校となった生徒が多かった。
- ・新規不登校児童生徒数の増加について、小学校3年生では「家庭に係る状況の親子の関わり方」に起因していることが多い。中学校1年生では、「本人に係る状況の無気力、不安」に次いで、「友人関係」、「学業の不振」を理由とすることが多い。
 - ・前年度からの継続不登校数と新規不登校数を比較すると、中学校では新規不登校数の割合は減少しているが、継続不登校の割合は増加傾向にある。
 - ・不登校児童生徒は増加しているが、校内外適応指導教室や医療機関などに通いながら好ましい変化が見られるようになった児童生徒は増加している。小学生174人、中学生331人は医療機関を受診している。
- 指導により登校できるようになった児童生徒数 H30:151人→ R1:358人
好ましい変化が見られるようになった児童生徒数 H30:195人→ R1:225人

(H30国) ・小中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は6年連続で増加しており、約6割が90日以上欠席している。

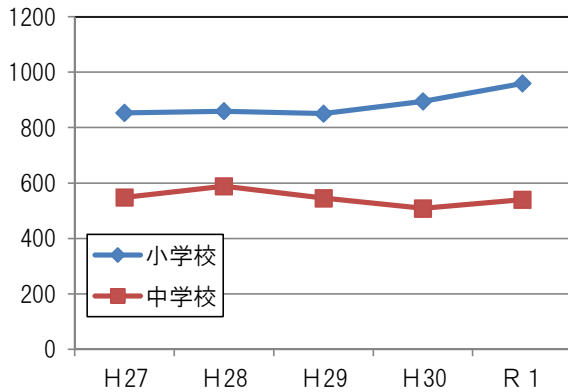
- 対応・月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」と考え、教職員が本人や保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。
- ・学校ではサポートチームを結成しスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療福祉機関等の専門機関との連携を図る。また、児童生徒の適切なアセスメントを行い支援に生かしていく。
 - ・新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況の把握、適切な支援に重点を置いて対応を図る。
 - ・校外適応指導教室(8教室)や校内適応指導教室(H30:11教室 → R1:15教室 → R2:20教室)等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

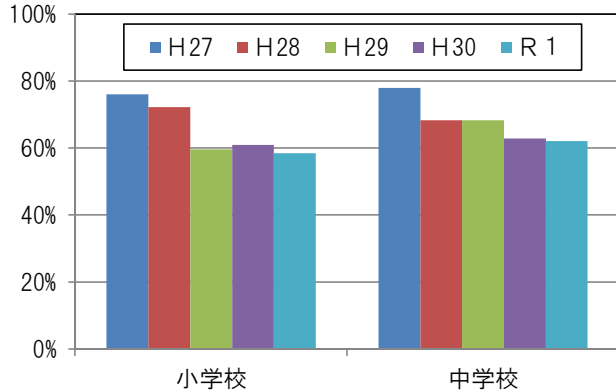
- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

いじめ認知件数の経年推移



いじめの解消率



「いじめ問題への取組の総点検」
意識調査結果（管理職5点満点）

項目 校種	認知件数		解消件数		解消率	
	小	中	小	中	小	中
H29	851	546	507	373	59.6%	68.3%
H30	895	509	546	320	61.0%	62.9%
R1	960	541	562	336	58.5%	62.1%

項目	H29	H30	R1
被害者の立場で指導	4.86	4.88	4.91
いじめ防止基本方針の見直し	4.05	4.00	4.07
方針の保護者、地域への周知	3.78	3.79	3.87

- 傾向・認知件数は、昨年度との比較で小中ともに増加傾向にある。小学校では3年生以降の件数が増えており、中学校では3年生での認知件数が増え、全体件数の増加に繋がった。
- ・解消率は若干低下しているが、解消について、安易に「解消」と判断せず、「解消に向けて取組中」とし、日常的な丁寧な観察を継続している。
 - ・いじめの態様について、「冷やかしかからかい」が最も多く、全体の半数以上を占めている。
 - ・SNS上での誹謗中傷は小・中学校ともに確認されており、低年齢化が進んでいる。

〈H30国〉・国としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価している。

- 対応・学校や学級風土の醸成を中心とした未然防止に努める。
- ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、いじめを許さない学校づくりを進め、児童生徒による小さなサインを見逃さないよう生徒理解に努め、早期発見を心がける。また、積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を中心として早期対応に努める。
 - ・いじめ対策コーディネーター研修を通して、未然防止や早期発見、早期対応についての研修を進める。
 - ・SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止・早期発見に繋げる。
 - ・各校の「いじめ防止基本方針」の積極的な見直しを促し、教職員のいじめへの意識を高めていく。また、子供はもちろん、保護者や地域にホームページを通して、周知を徹底していく。

いじめの定義

- ・学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 H25年6月制定】
- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場に立って、いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- ・「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。